

# 関東学院大学への学生のオートバイ通学に関する規程

(2005年2月24日制定)

(目的)

第1条 この規程は、関東学院大学に通学する学生のオートバイによる通学方法について定め（小田原キャンパスを除く）、もって教育・研究機関として適切な環境を維持するとともに、学生による交通災害の防止及び地域住民の生活環境の保全を図ることを目的とする。

(オートバイの定義)

第2条 この規程において、オートバイとは、通学に使用する車両としての自動二輪車及び原動機付自転車をいう。

(オートバイ通学の許可)

第3条 オートバイ通学をする場合は、この規程に定める許可の手続きを経なければならない。

(オートバイ通学の許可条件)

第4条 オートバイ通学の許可申請を行う者は、原則として次の各号すべての条件を満たしていなければならない。

- (1) 保証人（父母又はこれに代わる者）の同意があること。
- (2) 任意対人保険に加入していること。
- (3) 大学が開催する交通安全講習会を受講していること。
- (4) 通学に使用する車両の所有名義人は、本人又は家族であること。
- (5) この規程の違反等により、許可の取消を受けていないこと。

(オートバイ通学の許可申請)

第5条 前条の規定する条件を満たしている者は、学生生活課にオートバイ通学の許可申請をすることができる。申請者は、次の各号に掲げる書類を提出し、学生生活部長の許可を得なければならない。

- (1) オートバイ通学許可願書（車両変更の場合は「車両変更申請書」）
- (2) 運転免許証（写）
- (3) 自賠責保険証明書（写）
- (4) 任意保険証（写）
- (5) 交通安全講習会受講済証
- (6) 誓約書

2 許可申請の対象となるオートバイは、1人につき1台とする。

(オートバイ通学の許可申請手続期間)

第6条 許可申請の手続は、学生生活課が掲示した期間内に行う。

(オートバイ通学許可ステッカーの明示)

第7条 オートバイ通学を許可された者には、オートバイ通学許可ステッカー（以下「ステッカー」という。）を交付する。このステッカーは、燃料タンク右外側に貼付しなければならない。

(許可期間)

第8条 オートバイ通学の許可期間は、許可を受けた年度の終了時までとし、継続を希望する者は、第6条に定められた期間内に更新手続を行わなければならない。更新手続は許可申請手続に準じる。

(車両変更等)

第9条 通学に使用するオートバイを変更したとき及び許可申請の際に提出した書類の記載内容に変更があった場合は、そのつど学生生活課に届け出て必要な措置を受けなければならない。

(オートバイ通学の厳守事項)

第10条 オートバイ通学者は、次の各号を厳守しなければならない。

- (1) 交通ルールを守り、事故防止に万全な注意を払うこと。
- (2) 一切の騒音を防止すること。
- (3) 指定の駐輪場に駐輪すること。

(オートバイ通学の取消)

第11条 オートバイ通学者が、次の各号のいずれかに該当するときは、学生生活部長がオートバイ通学の許可を取消することがある。

- (1) ステッカーを他の者に転貸したとき。
- (2) 長期にわたりオートバイを駐輪場に放置したとき。
- (3) この規程又は道路交通法に違反したとき。
- (4) 大学の指示に従わないとき。

(ステッカーの返却)

第12条 オートバイ通学者が次の各号のいずれかに該当するときは、ステッカーを返却しなければならない。

- (1) 前条の規定によりオートバイ通学許可を取り消されたとき。
- (2) 退学したとき。
- (3) オートバイ通学を取りやめたとき。

(ステッカーの再交付)

第13条 ステッカーを汚損又は滅失した場合は、学生生活課に届け出て再交付を受なければならない。

(事故等の責任)

第14条 駐輪場内での事故、損傷、盗難等によって生じた損害に対しては、大学は一切の責任を負わないものとする。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、学部長会議の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、2005年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2006年2月9日に改正し、2006年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年3月19日に改正し、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016年4月14日から改正施行する。